

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市（以下「本市」という。）の重要な施策等の意思決定プロセスにおける公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促し、もって市民との協働による更に開かれた市政の推進に資するため、パブリックコメント制度を導入することとし、その実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、本市の重要な施策等の意思決定の過程において当該施策等の案を公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) その他パブリックコメントの対象となる施策等について利害関係を有する個人又は法人

(実施施策等)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策等の策定、制定又は改廃を行う場合に、パブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 総合計画並びに重要な基本計画及び指針等
- (2) 本市の基本的な制度を定める条例等
- (3) 広く市民等の生活に影響を与える規制に関する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、施策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができるものとする。

- (1) 市民等の意見を聴取する手続が法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に定めがある場合
- (2) 緊急を要するもので、意見を聴取するいとまがないと認める場合
- (3) 軽微な変更で意見を聴取する必要があると認める場合
- (4) 実施機関に意見の採用の余地がないと認められる場合
- (5) 実施機関が意見を聴取する必要があると認める場合

(施策等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる施策等の意思決定を行う場合は、当該意思決定前の適切な時期に、当該施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を明らかにした資料を添付して公表するよう努めるものとする。

(1) 施策等の案の趣旨、目的、背景等

(2) その他施策等の案を理解するために必要と認められるもの

3 第1項の規定による公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、施策等の案及び資料の内容が相当量になる場合は、実施機関において閲覧に供するものとする。

(実施の予告)

第5条 実施機関は、パブリックコメントを実施する前に、次に掲げる事項を市ホームページ及び市広報に掲載する方法並びにその他の必要と認める方法により予告するものとする。

(1) 施策等の案の名称

(2) 施策等の案についての意見を募集する予定時期

(3) 施策等の案の公表の方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、パブリックコメントを実施するときは、施策等の案についての意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めるものとする。

2 意見提出期間は、第4条第1項の規定による公表を開始した日から起算して30日以上とする。ただし、30日以上意見提出期間を設けることができないやむを得ない理由があるときは、30日未満とすることができるものとする。

3 施策等の案についての意見の提出は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 郵便

(2) 電子メール

(3) ファクシミリ

(4) 実施機関担当課窓口への書面の持参

4 施策等の案についての意見を提出する者は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

(3) 年齢（個人の場合に限る。）

(意見の考慮等)

第7条 実施機関は、意見提出期間内に提出された意見（以下「提出意見」という。）を考慮して、施策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、パブリックコメントを実施して施策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 提出意見の内容

(2) 提出意見に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に意見公募手続等を実施している施策等については、この要綱の規定は、適用しない。